様式第１号（第９条関係）

開示請求書

年　　月　　日

滝沢市議会議長　　　　　　　　　　様

（ふりがな）

氏　　　　名

住所又は居所

〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　　（　　　）

滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第１９条第１項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

|  |
| --- |
|  |

２　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

|  |
| --- |
| ア　事務所における開示の実施を希望する。  ＜実施の方法＞　□閲覧　　□写しの交付  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ＜実施の希望日＞　　　　　年　　月　　日  イ　電子情報処理組織を使用した開示を希望する。  ウ　写しの送付を希望する。 |

３　本人確認等

|  |
| --- |
| ア　開示請求者　　　　□　本人　　□法定代理人　　□任意代理人 |
| イ　請求者本人確認書類  □運転免許証  □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  (ア)　本人の状況　　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人  □任意代理人委任者  (イ)  (ウ)　本人の住所又は居所 |
| エ　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類 　　□戸籍謄本 　□登記事項証明書　　□その他（　　　　　） |
| オ　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類 　　□委任状 　　□その他（　　　　　） |

（説明事項）

１　「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

３　「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、電子情報処理組織を使用した開示の実施又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は議長の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

４　本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第１０条に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第２号（第１２条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（開示請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第２４条第１項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
|  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滝沢市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滝沢市を被告として滝沢市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

３　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４　開示の実施の方法等（説明事項をお読みください。）

|  |
| --- |
| (１)　開示の実施の方法等  (２)　事務所における開示を実施することができる日時及び場所  期　　間：　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）  時　　間：  場　　所：  (３)　電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合  (４)　写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

（説明事項）

１　「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の４(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の４(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の７日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの交付又は写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、写しの作成又は写しの送付に要する費用負担が必要となります。

２　決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「２　不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

３　開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。なお、写しの交付を希望された場合は、別途お知らせする写しの作成に要する費用が必要になります。

(2) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を送付してください。その際、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用を別紙にてお知らせする額・方法で納付した上で、その納付済証（領収書）のコピーを申出書の裏面に貼付してください。

４　本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

様式第３号（第１２条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（開示請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

不開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第２４条第２項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滝沢市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、滝沢市を被告として（訴訟において市を代表する者は、議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、この決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第４号（第１３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（開示請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

開示決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第２５条第２項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 日（開示決定等の期限　　　　年　　月　　日） |
| 延長の理由 |  |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第５号（第１４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（開示請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

開示決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第２６条第１項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 条例第２６条第１項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | （　　　　年　　月　　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。）  　　　　年　　月　　日 |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第６号（第１５条（第１項）関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（第三者利害関係人）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第１９条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第２７条第１項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 意見書の提出先 | 部課室名：  連 絡 先： |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第７号（第１５条（第２項）関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（第三者利害関係人）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第１９条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第２７条第２項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 条例第２７条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由 | 適用区分　　□第１号　　□第２号  （適用理由） |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 意見書の提出先 | 部課室名：  連 絡 先： |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第８号（第１５条関係）

第三者開示決定等意見書

年　　月　　日

滝沢市議会議長　　　　　　　　　　様

（ふりがな）

氏　　　　名

（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

住所又は居所

〒

（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示に関しての御意見 | □保有個人情報を開示されることについて支障がない。  □保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (１)　支障（不利益）がある部分  (２)　支障（不利益）の具体的理由 |
| 連　絡　先 |  |

（説明事項）

１　「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、（1）支障がある部分、（2）支障の具体的理由について記載してください。

２　「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

３　本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第９号（第１５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（反対意見書を提出した第三者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（あなた、貴社等）から　　　　年　　月　　日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第２７条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 年　　月　　日 |
| 開示を実施する日 | 年　　月　　日 |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滝沢市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滝沢市を被告として滝沢市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第１０号（第１７条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年　　月　　日

滝沢市議会議長　　　　　　　　　　様

（ふりがな）

氏　　　　名

住所又は居所

〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　　（　　　）

滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第２８条第３項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

１　開示決定通知書の番号等

日　　付：

文書番号：

２　求める開示の実施方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 実　施　方　法 | |
|  | (1) 閲覧 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　　　　） |
| (2) 写しの交付 | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　　　　） |
| (3) その他（　　　　） | ①　全部  ②　一部（　　　　　　　　　　　　　） |

※　写しの交付を選択する場合は、交付を受ける際、写しの作成等に要する費用の納付が必要になります。

３　開示の実施を希望する日

年　　月　　日　午前 ・ 午後

４　「写しの送付」の希望の有無

有　：写しの送付に要する費用の額　　　　円

無

※　写しの送付を希望する場合は、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用の納付が必要になります。

様式第１１号（第１９条関係）

訂正請求書

年　　月　　日

滝沢市議会議長　　　　　　　　　　様

（ふりがな）

氏　　　　名

住所又は居所

〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　　（　　　）

滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第３１条第１項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の日　　付：　　　　年　　月　　日  文書番号：  開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | （趣旨）  （理由） |

|  |
| --- |
| １　訂正請求者　　　　□　本人　　□法定代理人　　□任意代理人 |
| ２　請求者本人確認書類  □運転免許証  □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  ア　本人の状況　　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人  □任意代理人委任者  イ  ウ　本人の住所又は居所 |
| ４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類 　　□戸籍謄本 　□登記事項証明書　　□その他（　　　　　） |
| ５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類 　　□委任状 　　□その他（　　　　　） |

（説明事項）

１　「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

３①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

３　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本条例により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（条例第31条第１項第１号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって、条例第29条第１項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの（条例第31条第１項第２号）

４　「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

５　訂正請求の期限について

訂正請求は、条例第31条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

６　本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第10条（第４項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合

　　　保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第１２号（第２０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（訂正請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

保有個人情報訂正決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第３４条第１項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滝沢市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滝沢市を被告として滝沢市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第１３号（第２０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（訂正請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第３４条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滝沢市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滝沢市を被告として滝沢市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第１４号（第２１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（訂正請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

訂正決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第３５条第２項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 日（訂正決定等の期限　　　　　年　　月　　日） |
| 延長の理由 |  |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第１５号（第２２条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（訂正請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

訂正決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第３６条第１項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 条例第３６条第１項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 訂正決定等をする期限 | 年　　月　　日 |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第１６号（第２３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（他の行政機関の長等）　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（市長等）　に提供している下記の保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第３３条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第３７条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報 | （氏名、住所等） |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |
| 備　　　考 |  |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第１７号（第２４条関係）

利用停止請求書

年　　月　　日

滝沢市議会議長　　　　　　　　　　様

（ふりがな）

氏　　　　名

住所又は居所

〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　　（　　　）

滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第３９条第１項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の日　　付：　　　　年　　月　　日  文書番号：  開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： |
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | （趣旨）  □第１号該当　→　□利用の停止　　□消去  □第２号該当　→　提供の停止  （理由） |

|  |
| --- |
| １　利用停止請求者　　　　□　本人　　□法定代理人　　□任意代理人 |
| ２　請求者本人確認書類  □運転免許証  □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  ア　本人の状況　　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人  □任意代理人委任者  イ  ウ　本人の住所又は居所 |
| ４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類 　　□戸籍謄本 　□登記事項証明書　　□その他（　　　　　） |
| ５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類 　　□委任状 　　□その他（　　　　　） |

（説明事項）

１　「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

３①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

３　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本条例により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（条例第31条第１項第１号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって、条例第29条第１項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの（条例第31条第１項第２号）

４　「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第１号該当」、「第２号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア　「第１号該当」には、条例第38条第１項第１号に該当する（条例第４条第２項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、条例第６条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、条例第７条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は条例第12条第１項及び第２項に違反して利用されているとき）と考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ　「第２号該当」には、条例第12条第１項及び第２項に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

５　利用停止請求の期限について

利用停止請求は、条例第31条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

６　本人確認書類等

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第10条（第４項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第１８号（第２５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（利用停止請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

利用停止決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第４１条第１項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 利用停止請求の趣旨 |  |
| 利用停止決定をする内容及び理由 | （利用停止決定の内容）  （利用停止の理由） |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滝沢市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滝沢市を被告として滝沢市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第１９号（第２５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（利用停止請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

利用停止をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第４１条第２項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 利用停止をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、滝沢市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滝沢市を被告として滝沢市議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第２０号（第２６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（利用停止請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

利用停止決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第４２条第２項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 日（利用停止決定等の期限　　　　　年　　月　　日） |
| 延長の理由 |  |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第２１号（第２７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（利用停止請求者）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第４３条第１項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 条例第４３条第１項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 利用停止決定等をする期限 | 年　　月　　日 |

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：

様式第２２号（第２８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（審査請求人等）　　　　　　　　　　　　様

滝沢市議会議長

諮問をした旨の通知書

年　　月　　日付け滝沢市議会議長に対する審査請求について、下記のとおり滝沢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、滝沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年滝沢市条例第１５号）第４５条第２項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕 |  |
| 審査請求 | (1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨 |
| 諮問日・諮問番号 | 年　　月　　日　・　諮問第　　号 |

（注１）　「審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕」の欄については、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の日付・記号番号、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をした者、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の種類〔開示決定、不開示決定等〕を記載する。

（注２）　「諮問日・諮問番号」の欄は、滝沢市情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

＜本件連絡先＞

滝沢市議会事務局議事総務課

担当者：　　　　　　　（内線：　　　　）

電　話：